

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

2・3 (略)

2・3 (略)

(講習科目の範囲及び時間)
 第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

(講習科目の範囲及び時間)
 第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検	二時間

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用 ^レ 方法並びに保守点検の方法	二時間

2
・
3

(略)

(略)

の方法

2
・
3

(略)

(略)